

事故危険箇所について

交通基盤部 道路局 道路整備課

・ 事故危険箇所とは

第5次社会資本整備重点計画（R3～R7）において、道路管理者と都道府県公安委員会が連携の上、幹線道路において事故の危険性が高い箇所に対する重点的な交通事故抑止対策（事故危険箇所対策）を推進することとしている。



事故の危険性が高い箇所のうち、道路整備や交通安全施設等の整備によって対策効果の見込まれる箇所を「事故危険箇所」として指定する。



その箇所において、都道府県公安委員会と道路管理者が連携した対策を実施し、死傷事故の抑止を図る。

・ 過年度事故危険箇所指定件数

単位：件数

指定年月	全国	静岡県	
			県管理のみ
H15.7	3,956	107	54
H21.3	3,396	182	91
H25.7	3,490	194	80
H29.1	3,125	157	45

・ 事故危険箇所選定に向けて

抽出基準A

- ・ 過去4年間（平成27年～平成30年）における平均的な交通事故発生状況について、死傷事故率が100件/億台扣以上、かつ重大事故率※1が10件/億台扣以上、かつ死亡事故率が1件/億台扣以上の箇所

※重大事故：死亡事故または30日以上の治療を要する事故

抽出基準B

- ・ 抽出基準Aに該当しない箇所のうち、ETC2.0のビッグデータを活用して判明した潜在的な危険箇所等、地域の課題や特徴を踏まえ、特に緊急的、集中的な対策が必要な箇所

⇒ 県警と協力し、
事故内容から対策箇所を選定

事故危険箇所登録予定箇所選定結果

基準 A 該当市町

熱海市	1	富士市	5
伊東市	2	島田市	1
沼津市	2	焼津市	1
裾野市	1	藤枝市	2
伊豆市	1	吉田町	1
伊豆の国市	1	磐田市	1
函南町	2	掛川市	2
小山町	1	菊川市	1
富士宮市	5	森町	1

基準 B 該当市町

函南町	1	焼津市	1
-----	---	-----	---

基準 A 31箇所
基準 B 2箇所

**中部地方整備局に
案として提出**

・ 今後について

R 4 : 事故危険箇所が正式に登録にされた後に、
事故発生形態に応じた対策を決定。

R 5 : 対策実施を予定。

※対策実施例

